

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 生涯にわたる健康・生きがいつくり

高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援したり、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて具体的な取組を進めます。

平成29年の法改正において、第7期計画の基本的記載事項に「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に関して、市町村が取り組むべき施策に関する事項」と「その目標に関する事項」が追加されました。

1 一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが必要となります。

高齢者が、年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加することができる住民運営の集いの場等、人と人とのつながりを通じて充実していくような地域づくりを推進しています。また機能回復訓練等による高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持って生活を営むことのできる生活環境を整え、地域づくり等を行う等、高齢者を取り巻く環境への配慮も含めたバランスのとれたアプローチにも配慮します。

(1) 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要するものを把握し、介護予防活動につなげるよう支援します。

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識及び介護予防・日常生活支援総合事業^{*}について普及啓発するためのパンフレットを作成し、各種教室等の参加者に配布する等、健康づくりの意識付けを継続的に取り組みます。

(3) 地域介護予防活動支援事業

高齢者サロン等地域住民が中心となる通いの場の充実に取り組んでいきます。住民

同士の交流・情報交換を通して、住民主体の介護予防活動の継続支援を行います。

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行います。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議^{*}、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。

2 社会参加と生きがい支援

高齢になっても、生きがいを持ってその人らしい暮らしを続けていくためには、その豊富な経験や能力を活かしながら、趣味や社会活動への積極的な参加をしていくことが重要です。趣味や生きがいを持てるよう、地域や社会参加を促進するための支援を行います。

(1) 高齢者敬老事業

<事業の内容>

長年にわたり、社会に貢献されてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、各地域の各団体が実施する、敬老まつり・敬老会を支援します。

<現状と課題>

対象者数及び参加率は、ほぼ横ばいで推移しています。今後も高齢者に喜ばれる敬老事業を展開するために、支援を継続していく必要があります。

表 敬老事業対象者数及び敬老まつり・敬老会参加率／平成29年度実績値

項目	対象者数(人)	参加者数(人)	参加率(%)
敬老まつり (内海・豊浜・師崎)	4,099	481	11.7
篠島地区敬老会	428	163	38.1
日間賀島地区敬老会	479	101	21.1
合計	5,006	745	14.9

<サービス見込み量>

平成30年度以降、対象者数(70歳以上)は増加していきますが、参加率は横ばいで推移するものと見込んでいます。

(2) 高齢者生きがい活動支援（通所）事業

<事業の内容>

社会福祉法人^{*}に運営を委託し、おおむね虚弱な高齢者等を対象に、デイサービスを実施します。

<現状と課題>

平成29年度は、開所日を週2回から週1回に減少しましたが、1回あたりの利用者数が増加したため、延べ利用者数は増加する見込みです。日間賀島には介護保険事業所がないため、事業者の参入を働きかける必要があります。

表 日間賀島生きがい活動支援センター延利用者数及び開催回数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
延利用者数（人）	398	397	464
開催日数（日）	93	100	49

<サービス見込み量>

平成30年度は、利用者数、開催回数ともに増加を見込んでいます。

平成31年度以降は、事業のあり方も含め、新しい総合事業の体制整備と併せた事業展開を進めていきます。

表 日間賀島生きがい活動支援センター延利用者数及び開催回数／見込み量

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延利用者数（人）	544	平成30年度に検討	
開催日数（日）	76		

(3) 老人クラブ活動助成事業

<事業の内容>

高齢者自らの生きがいを高め健康づくり活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動、及び生きがい健康づくりに資する事業、研修等、クラブ員の自主的な取組を支援するため、老人クラブに対し活動補助金を交付します。

<現状と課題>

老人クラブの会員数は、減少傾向にあります。新規会員数の伸び悩みが背景にありますが、高齢者の生きがいづくり、また健康維持や介護予防、地域づくりの場となるよう、今後も老人クラブ活動への支援をする必要があります。

表 老人クラブ数及び会員数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
老人クラブ数（団体）	46	46	47
会員数（人）	4,971	4,927	4,868

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降は、老人クラブ数は横ばいで、会員数は減少すると見込んでいます。

（４）高齢者能力活用推進事業

＜事業の内容＞

高齢者が健康で意欲と能力がある限り、働き続けることができるよう、高齢者の就労機会の確保と仕事を通しての健康づくりについて、シルバー人材センターを中心に支援します。

＜現状と課題＞

会員数は、ほぼ横ばい傾向にあります。新規会員数の伸び悩みが背景にあります。高齢者自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者の就労機会の拡大を図るため、シルバー人材センターの運営を支援していきます。

表 シルバー人材センター会員数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
会員数（人）	126	121	124

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降は、会員数はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

基本目標Ⅱ お互いにいたわる高齢者福祉の充実

高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を継続し続けるために、その人の尊厳を保持し、自身の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切に支援していきます。

地域住民、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、NPO^{*}、ボランティアや民間事業者等、地域の様々な活動主体のほか、専門的知見を持つ資格者等や専門家との協力により、高齢者の要介護状態や生きがい、生活歴、生活状況等を的確に把握し、その結果をみながら要介護状態等の状況に応じて個人と環境に働きかけ、本人の意欲を高める支援を提供していきます。

1 生活支援サービスの充実

（1）生活支援サービスの体制整備

1) 生活支援コーディネーターの配置

住民や民間企業等が主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めていく上で、地域支え合い活動の旗振り役となる「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、地域資源や地域ニーズの把握を行います。高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実に向けて、生活支援コーディネーターの活動の支援を行います。

（2）生活支援サービスの提供

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で生活支援を必要とする高齢者が増加している中、見守りや外出支援等の生活支援サービスの提供を通じて、地域での支え合い活動を促進し、高齢者自身が地域を支える担い手として活動していけるよう支援していくことが大切です。また、多様な生活上の困りごとに対応するため、介護サービス事業者や民間企業、NPO、住民ボランティア等の参画により、生活支援サービスの開発やネットワークを構築していく必要があります。

平成29年度から新たに介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援・介護予防サービス事業を実施しています。従来の介護予防給付^{*}の中の訪問介護^{*}と通所介護^{*}のサービスから、生活援助に特化したサービスや心身機能の維持回復に重点を置いたサービスの検討を行い、高齢者の日常生活の自立に向けた取組を進めていきます。また、地域の社会資源の把握、生活支援サービスの開発・ボランティア等の担い手の創出や育成を行います。

1) 訪問型サービス

<サービス内容>

従来の訪問介護と同様なサービス内容であり、訪問介護員による身体介護や生活援助を行います。また、基準を緩和した町独自のサービスを提供していきます。

2) 通所型サービス

<サービス内容>

従来の通所介護と同様なサービス内容であり、利用者一人ひとりのニーズに応じて明確な目標を持ちサービスを提供します。また、基準を緩和した町独自のサービスを提供していきます。

2 暮らしを支援する高齢者福祉事業の提供

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるように、一人暮らし高齢者や要援護者、その家族等に対して各種福祉サービスを提供し、生活を支援します。

(1) 寝具洗濯乾燥サービス事業

<事業の内容>

要介護4・5の認定を受けた方、一人暮らし高齢者及び重度身体障がい者が使用している寝具の洗濯、乾燥を行うことにより健康で安らかな生活ができるよう支援します。

<現状と課題>

寝具洗濯乾燥サービスの利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。要介護4・5の認定を受けた方、一人暮らし高齢者及び重度身体障がい者が、健康で安らかな日常生活を送ることができるよう支援を継続する必要があります。

表 寝具洗濯乾燥サービス利用者数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
利用者数(人)	5	4	5

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降の寝具洗濯乾燥サービスの利用者は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

（2）日常生活支援（ホームヘルプサービス）事業

＜事業の内容＞

町社会福祉協議会※に運営を委託し、おおむね65歳以上の虚弱な高齢者や一人暮らし高齢者の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事援助、身体介護及び各種相談・助言を行います。

＜現状と課題＞

日常生活支援（ホームヘルプサービス）の利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。虚弱な高齢者や一人暮らし高齢者が、安心して日常生活を送ることができるよう支援を継続する必要があります。

表 日常生活支援（ホームヘルプサービス）利用者数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
利用者数（人）	3	3	3

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降の日常生活支援（ホームヘルプサービス）の利用者は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

（3）在宅老人短期宿泊事業

＜事業の内容＞

介護保険の要介護認定で制度の対象外となる在宅高齢者に対し、特別養護老人ホーム等の空き部屋・ベッドを利用して一時的に宿泊させ生活習慣等の指導を行います。

（4）介護保険離島交通費扶助

＜事業の内容＞

両島（篠島・日間賀島）の住民が島内で介護サービスを受ける場合に、必要となる介護サービス事業者の海上交通費等を補助し、利用者の負担を軽減します。

＜現状と課題＞

両島の住民が島内で介護サービスを受ける場合に、必要となる渡航費等の利用者負担の軽減を図るため、継続する必要があります。

表 介護保険離島交通費扶助利用回数／実績値

地 区	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
篠島	利用回数（回）	358	402	378
日間賀島	利用回数（回）	535	457	372

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降の介護保険離島交通費扶助は、微減で推移すると見込んでいます。

（5）障害者ホームヘルプサービス支援事業

＜事業の内容＞

障がい者施策によるホームヘルプサービス事業を利用している低所得者の障がい者が介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護等のサービスの継続的な利用を促進します。

（6）老人保護措置事業

＜事業の内容＞

環境的及び経済的理由により、居宅において適切な養護を受けることが困難な高齢者について、町が措置者となって老人ホームに入所措置します。

＜現状と課題＞

保護措置を行った人数は、ほぼ横ばいで推移しています。環境的・経済的に生活が困窮状態に至る高齢者も増加してきているとみられ、措置入所による養護を行いながら、自宅に戻った後も自立した生活を営み、社会的活動に参加できるよう、必要な指導・訓練等を行う必要があります。

表 老人保護措置者数／実績値

項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
措置者数（人）	3	2	2

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降の保護措置者数は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

（7）高齢者見守り事業

1）職員による高齢者見守り事業

＜事業の内容＞

平成25年9月から、75歳以上の一人暮らし高齢者世帯を2か月に1回、安否確認の

ために町職員が訪問します。

＜現状と課題＞

安否確認のために町職員が訪問した対象者は、増加で推移しています。年々増加傾向にある一人暮らし高齢者が安心して生活できる地域づくりを継続して支援していく必要があります。

表 高齢者見守り事業対象者数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
対象者数（人）	327	398	405

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降の高齢者見守り事業対象者数は、微増で推移すると見込んでいます。

表 高齢者見守り事業対象者数／見込み量

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数（人）	415	420	425

2) 配食サービス事業

＜事業の内容＞

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で見守りを必要とする高齢者に対して、町に登録した業者が食事を配達します。

＜現状と課題＞

配食サービス事業の対象者は、増加で推移しています。年々増加傾向にある一人暮らし高齢者が安心して生活できる地域づくりを継続して支援していく必要があります。

表 配食サービス利用者数・食数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
利用者実人数（人）	23	28	29
食数（食）	3,485	4,129	4,653

＜サービス見込み量＞

平成30年度以降も、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が増加していくことから配食サービスの利用者は増加していくと見込んでいます。

表 配食サービス利用者数・食数／見込み量

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者実人数（人）	30	32	33
食数（食）	4,813	5,134	5,294

3) 緊急連絡通報システム設置事業

<事業の内容>

一人暮らし高齢者等及び重度身体障がい者等に対し、急病や災害等の緊急事態が発生したときに迅速な救援体制がとれるように緊急連絡通報装置の設置費用や月額の基本料金を補助します。

<現状と課題>

緊急連絡通報装置の設置台数は、平成28年度に減少し、平成29年度には微増となる見込みです。一人暮らし高齢者は、今後も増加が見込まれることから、在宅生活での不安を解消し、安心して生活を送ることができる体制を整備する必要があります。

表 緊急連絡通報装置設置台数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
設置台数（台）	39	33	35

<サービス見込み量>

平成30年度以降も、一人暮らし高齢者が増加していくことから緊急連絡通報装置の設置台数は増加していくと見込んでいます。

表 緊急連絡通報システム設置台数／見込み量

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置台数（台）	35	37	38

3 家族介護者等への支援

在宅の寝たきりまたは認知症の状態にある方を介護しながら暮らしている家族への身体的・精神的・経済的負担の軽減のための支援をします。

(1) 紙おむつ給付事業

<事業の内容>

町社会福祉協議会に給付事務を委託し、要介護4または5の認定を受けた方や重度障がい者で紙おむつを必要とする方に対し、前期分・後期分に分け、紙おむつ購入券を交付します。

<現状と課題>

在宅で生活する要介護認定者数の増加にともない、利用者数は増加傾向にあります。今後も、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る必要があります。

表 紙おむつ購入券利用者数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
利用者数（人）	前期分 79	前期分 86	前期分 88
	後期分 73	後期分 97	後期分 100

<サービス見込み量>

平成30年度以降も、利用者数の増加を見込んでいます。

表 紙おむつ購入券利用者数／見込み量

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	前期分 95	前期分 98	前期分 102
	後期分 105	後期分 110	後期分 115

(2) 住宅改修支援事業

<事業の内容>

居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者等が、住宅改修をする際に必要となる「住宅改修費支給申請理由書」を作成した居宅介護支援事業者等に対して、その作成費を助成します。

<現状と課題>

申請件数は僅かですが、今後も、サービスを必要とする方が、住み慣れた自宅で自立した生活を続けられるよう、支援を行っていきます。

表 住宅改修費支給申請理由書作成費助成件数／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
助成件数（件）	1	0	1

<サービス見込み量>

平成30年度以降は、横ばいで推移するものと見込んでいます。

表 住宅改修費支給申請理由書作成費助成件数／見込み量

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助成件数（件）	1	2	2

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしが実現できる地域づくり

町民と行政の協働のもと町民が主体となって、相互扶助の精神に基づいた人に優しい地域づくりを推進し、安心・安全な暮らしの実現を目指しています。

町民のための保健・医療・福祉サービスの充実・向上を図りながら、地域における多様な主体とともに協働し、「自助、共助、公助、近助」が一体となって安心・安全な暮らしを実現できる地域づくりに取り組みます。

また、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域において、地域の支え合いにより安心して豊かな生活の実現に向けて、町民、地域の団体・社会福祉の事業者、行政が連携し、みんなで支え合い・助け合いながら心豊かな暮らしを確保できるよう施策を推進します。

1 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、①業務量や業務内容に応じた適切な人員配置、②地域包括支援センターと行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、③PDCAサイクル（計画、実行、検証、改善）の充実による効果的な運営の継続、という観点から複合的に機能強化を図っていきます。

1) 適切に事業を実施するための体制整備

地域包括支援センターは、従来からある地域包括支援センター業務に加え、地域包括ケアシステムを推進していく上で重要な「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービス体制の整備」等の施策に密接に関わっており、高齢者の総合相談窓口としてだけではなく、地域包括ケアを支える中核機関としての役割はさらに重要になってきています。

今後、地域包括支援センターがその役割を十分に果たすためには、相談件数等を勘案し、事業内容を検証する等、効率的かつ適切な運営が行われるよう必要な体制を整備していきます。

2) 地域包括支援センターの運営に対する適切な評価

継続的に安定して事業を実施できるよう、地域包括支援センターは当該センター業務に関する自己評価を行い、町はその自己評価等をもとに調査、指導を行います。

その後、地域包括支援センターの適正な運営や公正・中立性を確保するため、また地域包括支援センターがより充実した機能を果たしていけるよう、地域包括支援センター運営協議会の意見を徴しながら、地域包括支援センターの運営に対して適切な評価を行います。

3) 事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築

今後、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するために事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築します。

(2) その他包括的支援事業の推進

1) 第1号介護予防支援事業（旧介護予防ケアマネジメント事業）

平成29年4月から予防給付の通所介護・訪問介護サービスが新しい総合事業へ移行したことに伴い、基本チェックリストにおいて「事業対象者に該当する基準」に該当する者について、介護予防ケアマネジメントを実施します。利用者の心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

2) 総合相談支援事業

総合相談支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるようにするため、支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなぎ、継続的な見守りや更なる問題発生を予防する個別支援を行います。併せて、地域住民に向けて介護予防に関する出張相談等を実施し、広く知識の普及を図ります。

3) 権利擁護*事業

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、権利侵害の予防や対応、権利行使のための専門的支援を行います。高齢者虐待への対応では、相談通報窓口となり、関係機関との連携の下、適切な支援を行います。認知症等により判断能力が不十分で生活が困難な高齢者に対し、成年後見制度の必要性を判断し制度利用のための支援を行います。また、消費者被害の防止のための周知活動を行うとともに、消費者被害の事例には関係機関と連携し支援を行います。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員*、主治医、地域の関係機関等と連携し、地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりを構築していきます。

また、要介護認定者やその家族を支えていくため介護支援専門員相互の情報交換等を行う場の設定等ネットワークの構築を図り、その活用を進めていきます。さらに支援困難事例等への指導・助言等介護支援専門員に対する個別の支援等を行います。

5) 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業者の指定を受け、要支援1・2の認定者の自立支援及び状態の維持・改善のために、利用申込者と契約を締結し、利用者の心身の状態や生活環境に応じた「介護予防サービス・支援計画」の作成や給付管理を行います。

表 地域包括支援センター相談件数／実績値・見込み量

包括的支援事業	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
総合相談支援事業（件）	672	637	655
権利擁護事業（件）	14	14	15

表 地域包括支援センター相談件数／見込み量

包括的支援事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合相談支援事業（件）	660	665	670
権利擁護事業（件）	15	15	15

- ・総合相談支援事業：介護相談その他福祉制度に関する相談支援、介護予防等に関する出張相談の実施
- ・権利擁護事業：高齢者虐待、成年後見制度・消費者被害防止等の相談・支援

2 在宅医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅での生活を継続できるよう、医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進します。

本町では、医療・介護連携部会において協議・検討を重ね、在宅医療・介護に関わる様々な専門職が要介護者等の情報を迅速・安全に共有するICTシステム「ミーナネット」を平成29年11月に導入しました。今後は、南知多町医療・介護・福祉ネットワーク協議会において、「ミーナネット」の適正な運用管理を行っていきます。

また、平成29年11月には、在宅医療と介護の連携における課題抽出、情報共有の現状把握、住民への情報提供の基礎資料の収集を目的に在宅医療・介護連携に関するアンケート調査を実施しました。

3 認知症対策事業

今後、増加することが見込まれる認知症の人に適切に対応するため、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に沿って、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指して、認知症施策を進めます。

認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく保健医療サービスや福祉サービスが提供される循環型の仕組みが構築されるよう、医療や介護従事者の認知症対応力向上のための取組や、これらの人に対する指導助言者等の育成のために取組を進めていきます。

（1）認知症の早期診断、早期対応に向けた体制整備

1）認知症ケアパス*の普及

高齢者に認知症と疑われる症状が発生した場合に、本人や家族等が、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示す認知症ケアパスを第6期計画期間中に作成し、町民や医療機関、介護事業所に配布し、また、町ホームページに掲載しました。今後も認知症ケアパスを活用しながら、自分自身や家族、近所の人認知症になった場合の対応について具体的なイメージを持つことができるよう普及していきます。

2）認知症初期集中支援チーム*の設置と活用の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の早期診断・早期対応に向けた、認知症初期集中支援チームを平成30年4月に設置し、効果的な運用を進めます。

専門職チームが家庭訪問を行うことで、認知症の方やその家族に早期に関わるための支援体制の整備を進めます。

（2）認知症に関する知識の普及と地域で見守り、支え合う体制の構築

1）認知症サポーター養成と活用

認知症の方と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症についての理解とその支援の仕方についてあらゆる世代の町民に学んでいただけるよう「認知症サポーター養成講座」を実施します。県で養成している認知症キャラバン・メイトと連携し、老人クラブ等の各種団体・小中学校・高等学校・企業等を対象として、認知症の方と家族を見守り、お互いに支えあえる地域づくりを推進します。

表 認知症サポーター養成講座の開催状況／実績値

項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
実施回数（回）	2	4	3
養成者数（人）	58	215	120
累計	739	954	1,074

表 認知症サポーター養成講座の開催状況／見込み量

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数（回）	4	5	5
養成者数（人）	150	250	250
累計	1,224	1,474	1,724

（3）地域の見守りネットワークの構築

認知症の人が安心して外出できるためには、地域における認知症への理解の促進を図るとともに、地域の見守りネットワークを構築することが必要となります。

認知症の人の見守りネットワークを構築することにより、地域の見守り体制の強化と行方不明の未然防止を図ります。行方不明者が発生した際には警察の活動に加え、地域住民が協力した迅速な発見活動を行い、認知症の人が安心して暮らせる社会づくりを目指します。

（4）認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

早期診断・早期対応を軸とし、行動・心理症状や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、退院・退所後もそのときの容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築していきます。

そのためには、必要な医療・介護等が適切に提供される体制整備や、医療・介護等に携わる人材の認知症対応力向上のための取組を推進するとともに、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活用を図り、地域の実情に応じた体制整備を推進します。

（5）若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に推進します。

(6) 認知症の人の介護者への支援

認知症の人や家族等が気軽に参加し、認知症の相談や参加者同士の交流等でリフレッシュできる場として「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の立ち上げ及び運営支援を行っていきます。

(7) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

地域での見守り体制の整備を進めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく権利擁護の取組を推進します。また、福祉サービスの利用を支援するために、社会福祉協議会、知多地域成年後見センターと連携し、適切な制度の活用につなげます。

4 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は地域包括ケアシステムを構築していくための有効な手法の一つであることから、さらに取組を進め、定着化を図ります。

地域包括支援センターは、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催します。

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議がもつ5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）が発揮されるよう、地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムを推進できるよう取り組んでいきます。

5 権利擁護と高齢者虐待防止の推進

認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し、契約等の法律行為の代理や、金銭管理を支援する成年後見制度の活用を普及し、権利侵害を受けることなく安心して生活できるよう支援します。

また、高齢者が家庭や施設等で虐待にあうことがないように、虐待防止に関する知識啓発や研修の充実を図るとともに、地域での早期発見や見守り体制の構築、対応の強化を図ります。

(1) 権利擁護事業【再掲】

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、権利侵害の予防や対応、権利行使のための専門的支援を行います。高齢者虐待への対応では、相談通報窓口となり、関係機関との連携の下、適切な支援を行います。認知症等により判断能力が不十分で生活が困難な高齢者に対し、成年後見制度の必要性を判断し制

度利用のための支援を行います。また、消費者被害の防止のための周知活動を行うと共に、消費者被害の事例には関係機関と連携し支援を行います。

(2) 高齢者虐待の防止等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行された平成18年度以降においても高齢者虐待は増加傾向にあり、その対策が急務となっています。

1) 広報・普及啓発

高齢者虐待の対応窓口となる相談通報窓口の住民への周知徹底、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等へ的高齢者虐待防止法等についての周知、町独自の対応マニュアル等の作成等を行います。

2) ネットワーク構築

早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークを構築します。

3) 行政機関連携

成年後見制度の町長申立、警察署長に対する援助要請等、措置を採るために必要な居室の確保等に関する関係行政機関等との連携や調整を行います。

4) 相談・支援

虐待を行った養護者に対し相談、指導または助言等を行うとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組みます。

養護者による高齢者虐待の主な発生要因については「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の障がい・疾病」となっています。主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実が求められており、地域の実情を踏まえて取り組みます。また、介護保険施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因については「教育知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、介護事業者等に対して介護保険施設従事者等への研修やストレス対策を適切に行うよう要請します。

6 高齢者の居住安定対策

持家等の住宅改修支援に加え、高齢者に対する賃貸住宅等、高齢者の日常生活に適した住まいが確保できるよう、適切な情報の提供や相談窓口の充実、住宅改修等の支援を行っていきます。

7 災害時における準備と対策

平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災以降、大型の地震が頻繁に発生しています。このような地震災害を踏まえて、災害時に要配慮者に対する地域での支援について、体制を整備していく必要があります。

(1) 災害時要配慮者支援

本町では地域防災計画を踏まえながら、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員、消防署、警察署、医療機関、福祉関係機関等と連携を図り、地域において要配慮者を支援するシステムを構築する等、地域の防災力の向上に努めるとともに、福祉避難所の確保等、行政にしかできない役割（公助）を充実します。

(2) 災害時の介護保険施設等への支援体制

災害時には、関係機関との連携のもと、介護保険施設等施設の被災状況を把握し、その状況によって入所者の緊急避難先等の確保や家庭への引き取り等の支援、必要物資等の調達支援等、迅速な支援体制を構築する必要があります。

介護保険施設等へ入所している方々への災害対応については、各々の施設ごとの対応となっていますが、対応しきれない場合も想定されることから、行政のみならず、関係機関の連携のもと柔軟な支援体制の構築に向けて取り組みます。

基本目標Ⅳ 質の高い介護サービスの提供

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備していきます。

地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら平成37年度の介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするため中期的な視点に立ち、第7期計画を策定しました。

また、介護保険施設については重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近づけられるように努めていきます。

1 適正な介護保険サービスの基盤整備（介護予防・介護サービスの充実）

平成30年度から平成32年度までの計画期間における各サービスの見込み量は、高齢者人口の推計、介護保険サービスの種類別利用率や利用回数等、過去の実績を加味して算出するとともに、見込み量の確保のための方策等を定めました。

（1）居宅サービス

1）訪問介護

＜サービス内容＞

介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

＜現状と課題＞

利用者数は減少傾向にあるが、在宅での介護において必要なサービスであることから、適切なサービスが提供できるよう事業者の確保・育成に努めます。

表 介護予防訪問介護・訪問介護利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	540	636	648
介護給付	人数(人/年)	1,500	1,392	1,248
合計	人数(人/年)	2,040	2,028	1,896

＜施策の方向性＞

今後は認定者数の増加により、サービス利用者は増加が見込まれます。

住み慣れた在宅での生活を支援するため、サービス提供事業者の確保・育成に努めます。

表 介護予防訪問介護・訪問介護利用者数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)			
介護給付	人数(人/年)	1,392	1,476	1,596
合計	人数(人/年)	1,392	1,476	1,596

2) 介護予防訪問入浴介護※・訪問入浴介護

<サービス内容>

要介護者等の自宅に浴槽を積んだ入浴車等が訪問して、入浴サービスを行います。

<現状と課題>

介護給付の利用者数には増減が見られます。

今後も利用者ニーズを踏まえ、サービス提供体制の充実を進めていきます。

表 介護予防訪問入浴・訪問入浴利用者数及び延利用回数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	0	12	12
	回数(回/年)	24	24	24
介護給付	人数(人/年)	324	324	336
	回数(回/年)	1,560	1,824	1,596
合計	人数(人/年)	324	336	348
	回数(回/年)	1,584	1,848	1,620

<施策の方向性>

利用者数は増加を見込んでいます。

このサービスは、身体的な障がいのある人が利用するため、在宅生活の継続には必要です。今後もニーズに沿えるようサービス提供体制の確保・維持に努めます。

表 介護予防訪問入浴・訪問入浴利用者数及び延利用回数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	12	12	12
	回数(回/年)	24	24	24
介護給付	人数(人/年)	516	528	540
	回数(回/年)	1,788	1,860	2,136
合計	人数(人/年)	528	540	552
	回数(回/年)	1,812	1,884	2,376

3) 介護予防訪問看護※・訪問看護

<サービス内容>

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等（保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士）が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

なお、このサービスの対象者は、病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者等です。

<現状と課題>

介護給付においては利用者数の増加が見込まれます。

サービス利用者は、主治医が認めた人と、限定的なサービスですが、在宅での医学的管理は重要なサービスであり、的確なサービス利用を図ることが必要です。

表 介護予防訪問看護・訪問看護利用者数及び延利用回数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	24	60	84
	回数(回/年)	228	456	624
介護給付	人数(人/年)	504	492	492
	回数(回/年)	3,516	3,696	3,528
合計	人数(人/年)	528	552	576
	回数(回/年)	3,744	4,152	4,152

<施策の方向性>

利用者、利用回数や認定者数の動向から、平成30年度以降も利用者数の増加が見込まれます。

在宅での医療ニーズが高い要介護者が増加すると考えられますので、主治医やケアマネジャーとの連携を密にし、適切なサービス提供に努めます。

表 介護予防訪問看護・訪問看護利用者数及び延利用回数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人年)	72	84	96
	回数(回年)	516	588	660
介護給付	人数(人年)	564	576	720
	回数(回年)	4,588	3,924	4,884
合計	人数(人年)	636	660	816
	回数(回年)	4,104	4,512	5,544

4) 介護予防訪問リハビリテーション※・訪問リハビリテーション

<サービス内容>

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

<現状と課題>

介護給付では、利用者、利用回数が減少傾向にあります。

在宅生活者の介護度の維持改善のため、重要なサービスであり、的確なサービス利用を図ることが必要です。

表 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション
利用者数及び延利用回数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	0	0	0
	回数(回/年)	0	0	0
介護給付	人数(人/年)	60	36	12
	回数(回/年)	936	600	288
合計	人数(人/年)	60	36	12
	回数(回/年)	936	600	288

<施策の方向性>

介護給付では、利用者、利用回数とも減少傾向にあるが、平成30年度以降は、特に介護給付において受給者数の増加が見込まれます。

特に、退院(退所)直後もしくは生活機能低下時の集中的な訪問は効果が高いことから、医療機関・老人保健施設等のサービス提供事業者と連携し、サービスの充実を図ります。

表 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション
利用者数及び延利用回数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	12	0	0
	回数(回/年)	36	0	0
介護給付	人数(人/年)	36	48	60
	回数(回/年)	780	960	1,200
合計	人数(人/年)	48	48	60
	回数(回/年)	816	960	1,200

5) 介護予防居宅療養管理指導*・居宅療養管理指導

<サービス内容>

要支援や要介護状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り在宅での生活ができるよう、通院困難な要介護者等を医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

<現状と課題>

予防給付は利用者が微増し、介護給付は減少傾向にあります。

在宅で療養している要介護(要支援)者及び家族の療養上の不安や悩みを解決し、円滑な療養生活を送るために、ケアマネジャーをはじめ、医師、看護職員等が連携して対応することが必要です。

表 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導 利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	12	24	36
介護給付	人数(人/年)	552	504	360
合計	人数(人/年)	564	528	396

<施策の方向性>

利用者数は、増加を見込んでいます。

利用実態を的確に把握し、ニーズに則した在宅療養の確保・充実に努めます。

表 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	36	36	48
介護給付	人数(人/年)	348	372	408
合計	人数(人/年)	384	408	456

6) 通所介護

<サービス内容>

デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。このサービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めた通所介護計画に基づき提供されます。

<現状と課題>

利用者数は減少が見られます。今後は、事業所間でのサービス提供の平準化を図り、質の高いサービスを確保することが必要です。

表 介護予防通所介護・通所介護利用者数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	852	984	936
介護給付	人数(人/年)	2,556	1,428	1,296
合計	人数(人/年)	3,408	2,412	2,232

＜施策の方向性＞

利用者数は、増加すると見込んでいます。

通所介護は、要介護者の在宅生活に必要なサービスであることがニーズ調査でもうかがえることから、利用者の在宅生活での維持・改善に結びつくよう、事業者の各種取組や職員研修への支援を推進します。

表 介護予防通所介護・通所介護利用者数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)			
介護給付	人数(人/年)	1,308	1,356	1,536
合計	人数(人/年)	1,308	1,356	1,536

7) 介護予防通所リハビリテーション*・通所リハビリテーション

＜サービス内容＞

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護（要支援）者です。

＜現状と課題＞

利用者数は予防給付の利用が増加し、介護給付の利用は減少していますが、全体的には横ばい傾向にあります。

急性期・回復期のリハビリテーションを担う医療保険と、維持期のリハビリテーションを担う介護保険の役割分担から、医療から介護に移行しても、ニーズに沿ったサービスを継ぎ目なく一貫して受けることができるよう、サービス提供体制を整備し、質の高いサービスを確保することが必要です。

表 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション
利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	228	312	384
介護給付	人数(人/年)	708	720	624
合計	人数(人/年)	936	1,032	1,008

<施策の方向性>

利用者数の動向を考慮し、平成30年度以降は増加していくと見込んでいます。

利用者の個々の身体状態に応じたサービス提供がされるよう、個別リハビリテーションの推進を図ります。また、リハビリテーションの効果について、ケアマネジャー等を通じて周知し、利用促進を図ります。

表 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション
利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	384	420	432
介護給付	人数(人/年)	684	720	780
合計	人数(人/年)	1,068	1,140	1,212

8) 介護予防短期入所生活介護*・短期入所生活介護

<サービス内容>

特別養護老人ホームに短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

<現状と課題>

介護給付は、平成28年度に利用人数が減少しましたが、平成29年度は大幅な増加が見込まれます。

表 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	24	48	72
	回数(回/年)	120	252	300
介護給付	人数(人/年)	1,044	912	840
	回数(回/年)	9,624	8,592	9,588
合計	人数(人/年)	1,068	960	912
	回数(回/年)	9,744	8,844	9,888

＜施策の方向性＞

平成30年度以降は、増加を見込んでいます。

利用者や利用者家族のニーズに対応するため、サービス提供量の確保に努めます。

表 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護利用者数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	84	108	108
	回数(回/年)	240	324	336
介護給付	人数(人/年)	684	744	780
	回数(回/年)	9,216	9,792	10,608
合計	人数(人/年)	768	852	888
	回数(回/年)	9,456	10,116	10,944

9) 介護予防短期入所療養介護*・短期入所療養介護

＜サービス内容＞

老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所し、医学的な管理のもとに機能訓練、日常生活の介護、看護が受けられるサービスです。

＜現状と課題＞

介護給付は、平成29年度に利用者数、回数とも減少傾向にありますが、医療ニーズを持つ要介護者や家族等にとっては有用なサービスあり、継続してサービス提供量の確保が必要です。

表 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護利用者数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	0	0	0
	回数(回/年)	0	0	0
介護給付	人数(人/年)	120	120	72
	回数(回/年)	732	816	660
合計	人数(人/年)	120	120	72
	回数(回/年)	712	816	660

＜施策の方向性＞

平成30年度以降は、利用者数が増加するものと見込んでいます。

緊急時への対応を含めて、利用者ニーズに対応したサービス提供に努めます。

表 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	36	0	0
	回数(回/年)	36	0	0
介護給付	人数(人/年)	60	84	96
	回数(回/年)	588	684	924
合計	人数(人/年)	96	84	96
	回数(回/年)	624	684	924

10) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

＜サービス内容＞

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

＜現状と課題＞

介護給付は、利用者数が平成29年度に減少すると見込まれます。

利用者の実態や意向を把握し、サービス提供につなげる必要があります。

表 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	12	24	36
介護給付	人数(人/年)	120	144	108
合計	人数(人/年)	132	168	144

＜施策の方向性＞

介護給付の利用者数は、平成30年度以降、増加すると見込んでいます。

特定施設は、高齢者の住まいの選択肢の一つとしてニーズがあります。事業所との連携を密にし、施設整備やサービスの質の向上を図ります。

表 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	24	24	24
介護給付	人数(人/年)	156	168	180
合計	人数(人/年)	180	192	204

(2) 施設サービス

1) 介護老人福祉施設

<サービス内容>

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。入所対象者は、心身上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護*が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活に戻れないような場合であっても、生きがいを持って豊かな生活を継続できるよう支援を行います。

<現状と課題>

利用ニーズは高く、利用者数は増加傾向にあるため、サービス量の確保が必要です。

表 介護老人福祉施設利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護給付	人数(人/年)	134	147	146

<施策の方向性>

利用者数の動向や利用ニーズを考慮すると、平成30年度以降も利用者の増加が見込まれます。

表 介護老人福祉施設利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数(人/年)	150	155	160

2) 介護老人保健施設

<サービス内容>

入所する要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的としてつくられた施設で、介護やリハビリが中心の施設です。入所対象者は、病状が安定期にあり、上記にあげたサービスを必要とする要介護者です。

施設では、在宅生活への復帰を目指してサービスが提供されます。在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めています。

<現状と課題>

利用者数は増加傾向が見られます。

必要なサービス量を確保し、適切な利用を促進することが必要です。

表 介護老人保健施設利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護給付	人数(人/年)	40	45	54

＜施策の方向性＞

利用者数は横ばいですが、今後も必要なサービス量の確保、適切な利用を促進していきます。

表 介護老人保健施設利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数(人/年)	58	58	58

3) 介護療養型医療施設

＜サービス内容＞

療養病床をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を提供することを目的とした施設で、長期間にわたり療養の必要な要介護者を介護する体制が整った医療施設のことです。

対象者は、病状が安定期にある長期療養患者であって、要介護者です。医師は、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には退院を指示し、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退院後の主治医や居宅介護支援事業者との密接な連携に努めます。

＜現状と課題＞

利用人数は、増加傾向が見られます。

なお、平成29年度でサービスが廃止される予定でしたが、他のサービスへの転換が進んでいない状況を踏まえて、廃止期限が6年間再延長されました。

表 介護療養型医療施設利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護給付	人数(人/年)	13	16	18

＜施策の方向性＞

サービス廃止期限が6年間延長される中、利用者数の減少が見込まれます。今後も利用者の意向や状態を把握し、全ての利用者が他のサービス利用へ移行できるよう関係機関と調整していきます。

表 介護療養型医療施設利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数(人/年)	18	12	9

4) 介護医療院*

<サービス内容>

要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の名称を引き続き使用することができます。

<施策の方向性>

介護療養型医療施設のサービス廃止期限が6年間延長されたことを踏まえ、同サービスを必要とする方の心身の状態、家庭環境、希望に合った施設を選択し、適切な利用ができるよう支援していきます。

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、日常生活圏域においてバランスの取れた整備を推進していきます。

1) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

<サービス内容>

居宅の要介護者等で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

<現状と課題>

利用人数は平成28年度に大幅に減少しています。

認知症高齢者の増加に伴い、サービスを必要とする利用者に対し、適切なサービスが提供されるよう、介護職員の人材確保を図る必要があります。

表 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護
利用者数及び延利用回数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	12	24	12
	回数(回/年)	36	96	36
介護給付	人数(人/年)	192	120	120
	回数(回/年)	2,052	1,320	1,440
合計	人数(人/年)	204	144	132
	回数(回/年)	2,088	1,416	1,476

<施策の方向性>

認知症高齢者の増加が見込まれることから、平成30年度以降、利用者数は増加が見込まれます。

利用者の増加に対応するため、新たな人材確保により、サービス提供に努めます。
また、介護職員の人材育成によりサービスの質の向上・充実を図るため、研修会・講習会への積極的な参加を促します。

表 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護
利用者数及び延利用回数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	12	12	24
	回数(回/年)	60	60	108
介護給付	人数(人/年)	132	204	252
	回数(回/年)	1,464	1,980	2,496
合計	人数(人/年)	144	216	276
	回数(回/年)	1,524	2,040	2,604

2) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

<サービス内容>

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて24時間切れ目のないサービスを提供します。

<現状と課題>

本町においては、平成28年5月に1事業所が減となり、平成28年10月に1事業者の新規参入によりサービス提供が開始されました。

今後、在宅での自立した日常生活を支えるため、サービス提供体制の整備を図る必要があります。

表 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
利用者数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	12	0	12
介護給付	人数(人/年)	84	24	36
合計	人数(人/年)	96	24	48

<施策の方向性>

利用者数は増加傾向にあり、サービス内容の認知が進むにつれ、今後も利用者数の増加が見込まれます。一方で、このサービスは利用定員が限られることから、利用ニーズを見ながら事業者の参入を誘導する等、サービス提供量の確保も図っていきます。

表 介護予防小規模多機能型居宅介護・
小規模多機能型居宅介護利用者数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	24	24	24
介護給付	人数(人/年)	84	120	156
合計	人数(人/年)	108	144	180

3) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

<サービス内容>

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者が、少人数で共同生活をおくる認知症高齢者グループホーム^{*}で、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や、機能訓練が受けられます。

<現状と課題>

本町では、平成27年度末に1事業所が減となり、さらに平成28年5月に1事業所が減となりました。現在、2事業者が3ユニット（定員27名）でサービスを提供しています。

認知症高齢者の増加が見込まれる中、早い時期での事業者参入によるサービスの提供が必要であります。

認知症高齢者が適切なサービスを受けられるよう、従事者の教育・研修も含めた、サービスの質の向上を図り、事業所間でのばらつきをなくす必要があります。

表 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型
共同生活介護利用者数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	0	0	0
介護給付	人数(人/年)	37	26	27
合計	人数(人/年)	37	26	27

<施策の方向性>

認知症高齢者の増加が見込まれることから、平成31年度以降、今後の利用者ニーズや事業者の参入動向を見ながら、利用者ニーズに対応したサービス提供量の確保に努めます。

認知症ケアの専門性の向上を図るため、研修会・講習会への積極的な参加を促すとともに、指導・助言を行います。

表 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	2	2	2
介護給付	人数(人/年)	25	34	34
合計	人数(人/年)	27	36	36

4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

<サービス内容>

定員29人以下の小規模介護老人福祉施設で、入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話が受けられます。

<現状と課題>

本町においては、平成24年度の事業者参入によりサービス提供が開始されました。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護給付	人数(人/年)	29	29	29

<施策の方向性>

利用者数の動向をみると、平成30年度以降も利用者数は満床の状況が見込まれます。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数(人/年)	29	29	29

5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

<サービス内容>

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、介護職員と看護師が、一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報等に対して随時対応します。

<現状と課題>

平成24年度の制度改正により、新たに設けられたサービスであり、利用実績はない状況にあります。

表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護給付	人数(人/年)	0	0	0

＜施策の方向性＞

このサービスは、医療ニーズが高い重度の要介護者の在宅生活を支えるために、医療と介護が連携したサービスの提供が期待されますが、今後の利用者ニーズや事業者の参入動向を見ながら、利用者ニーズに対応したサービス提供量の確保に努めます。

表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数(人/年)	0	0	0

6) 地域密着型通所介護

＜サービス内容＞

このサービスは、小規模通所介護事業所に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

＜現状と課題＞

平成27年の制度改正により設けられたサービスです。厚生労働省が定める利用定員未満の小規模な通所介護施設であり、本町においては、このサービスに該当する事業所が複数あります。利用者ニーズや事業者意向を踏まえながらサービス提供量の確保に努める必要があります。

表 地域密着型通所介護／実績

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護給付	人数(人/年)		1,200	1,080
	回数(回/年)		11,820	10,776

＜施策の方向性＞

平成30年度以降、地域密着型サービスの利用者ニーズは大幅に増加していくものと見込んでいます。

表 地域密着型通所介護／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成30年度
介護給付	人数(人/年)	1,152	1,236	1,308
	回数(回/年)	11,340	11,772	13,008

(4) 住宅改修、福祉用具貸与・購入

1) 住宅改修

<サービス内容>

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要した費用のうち20万円を限度にその7割から9割を支給します。

<現状と課題>

予防給付、介護給付ともに利用者数は、ほぼ横ばい傾向にあると見られます。

今後、在宅での自立した日常生活を支えるため、サービス利用の普及啓発を図るとともに、真に利用者の身体状況にあった改修がされるようにする必要があります。

表 住宅改修利用者数／実績値

区分	項目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	48	36	48
介護給付	人数(人/年)	36	36	48
合計	人数(人/年)	84	72	96

<施策の方向性>

平成30年度以降の利用者数は、若干の増加を見込んでいます。

住宅改修事業者とケアマネジャーの連携を図り、適正な改修となるよう指導・助言に努めます。また、要介護者の生活環境を整備するとともに、介護者家族の介護負担を軽減するため、住宅改修について広報等を活用し利用者への普及を図ります。

表 住宅改修利用者数／見込み量

区分	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	48	60	72
介護給付	人数(人/年)	72	84	108
合計	人数(人/年)	120	144	180

2) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

<サービス内容>

日常生活の自立を支援するための特殊ベッド、車いす、リフト、歩行支援具、徘徊感知器等、家庭での介助を可能にするために必要な、また便利にするための、福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

<現状と課題>

予防給付は利用人数が増加傾向にあり、一方、介護給付では利用人数が減少傾向となっています。

利用者の実態や意向を把握したうえで、適切な福祉用具を選びサービス提供を図る必要があります。

表 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与サービス利用者数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	960	1,104	1,212
介護給付	人数(人/年)	2,988	2,808	2,592
合計	人数(人/年)	3,948	3,912	3,804

<施策の方向性>

平成30年度以降は、予防給付、介護給付とも利用者数は、増加するものと見込んでいます。

ケアマネジャー等が、利用者の状況を適切に把握し、適正な福祉用具の貸与の提供が受けられるよう支援します。

表 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与サービス利用者数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	1,260	1,344	1,416
介護給付	人数(人/年)	2,568	2,628	2,856
合計	人数(人/年)	3,828	3,972	4,272

3) 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具購入

<サービス内容>

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入を行った場合に、購入費の7割から9割を支給します。

<現状と課題>

利用者数は減少傾向が見られますが、今後も利用者の実態や意向を把握したうえで、適切な福祉用具を選びサービス提供を図る必要があります。

表 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具購入利用者数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	36	36	60
介護給付	人数(人/年)	48	60	36
合計	人数(人/年)	84	96	96

＜施策の方向性＞

平成30年度以降の利用者数は、増加していくと見込まれます。

ケアマネジャー等が、利用者の状況を適切に把握し、適正な福祉用具の購入が図られるよう支援します。

表 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具購入利用者数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	36	48	84
介護給付	人数(人/年)	60	72	84
合計	人数(人/年)	96	120	168

(5) 介護予防支援・居宅介護支援

＜サービス内容＞

介護予防支援計画（予防ケアプラン^{*}）作成については、介護予防サービスを受けるときに必要な計画で、地域包括支援センターにおいてケアマネジャー等が作成します。

また、居宅介護サービス計画（ケアプラン）とは、介護サービスを受けるときに必要な計画で、ケアマネジャーに依頼して作成するものです。

この計画作成にかかる費用は、全額介護保険から支給されます。

＜現状と課題＞

予防給付では増加傾向にあり、介護給付では減少傾向にあります。

今後も、居宅サービスの利用者増加が見込まれることから、サービス利用の増加が見込まれ、在宅での自立した日常生活を支えるため、適切なケアマネジメントに基づくケアプランの提供がされるよう、ケアマネジャーとの連携を図っていく必要があります。

表 介護予防支援計画作成・居宅介護支援計画作成利用者数／実績値

区 分	項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
予防給付	人数(人/年)	2,028	2,220	2,364
介護給付	人数(人/年)	4,728	4,440	3,996
合計	人数(人/年)	6,756	6,660	6,360

＜施策の方向性＞

要介護認定者が増加傾向にあることから、今後も利用人数は増加する見込みです。

ケアマネジャーの受け持つ利用者が増加すると見込まれることから、適切なケアマネジメントを行えるよう、研修会や講習会への積極的な参加を促します。

表 介護予防支援計画作成・居宅介護支援計画作成利用者数／見込み量

区 分	項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数(人/年)	2,364	2,376	2,376
介護給付	人数(人/年)	4,224	4,320	4,596
合計	人数(人/年)	6,588	6,696	6,972

2 介護保険制度の円滑な運営

(1) 効果的・効率的な介護給付の推進

1) 事業者に適正なサービス提供の要請等

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。これにより適切なサービス提供の確保と、その結果として費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図りながら介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及促進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、24時間365日の在宅生活を支えるサービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「小規模多機能型居宅介護」がありますが、普及が十分に進んでいないのが現状です。そのため、普及・展開に向けて両サービスの介護ニーズを的確に把握することに努めます。

(2) 介護給付の適正化

1) 介護給付適正化事業

介護給付適正化対策とは、介護サービスを利用し、できる限り自立した日常生活を送れるよう利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付を削減することにより、給付費や介護保険料^{*}の増大を抑制することを通じて、介護保険制度への信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の維持に資するものです。

愛知県では、「愛知県介護給付適正化計画」を策定し、県内各保険者と一体となって計画に位置付けられた目標達成に向けた取組を推進しています。

本町では、これまでも適正化対策に取り組んできましたが、県との連携を強め、更なる適正化への取組を行います。

① 要介護認定の適正

認定調査^{*}の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、認定調査員に対する研修を実施するとともに、調査時における家族等の同席者の確保に努め

ます。

また、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修や相互の意見・情報交換についても引き続き取り組みます。

② ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成するケアプランは、在宅での生活を継続するため適切なサービスを利用する最も重要なものです。ケアプラン作成の際、利用者の状況を適切に把握しているか、計画されたサービスが利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止につながっているかどうか、不必要なサービスが盛り込まれていないか等、「チェックシート」等を用いてケアプランの作成傾向の分析を行いながら、ケアマネジャーと一緒に検証することでケアマネジメントの適正化及び介護サービスの質の向上に取り組みます。

③ 住宅改修費等の点検

住宅改修費の申請を受ける際、専門職員等と連携しながら、改修工事前の実態確認や工事見積書の点検、改修工事後の訪問または竣工写真等による施工状況点検を実施し、改修費用や規模の適正化や、不要な改修の防止を図ります。

また、福祉用具の購入や貸与の際にも、訪問調査等を実施し、適正な福祉用具利用を図ります。

④ 医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会の介護給付適正化システムを活用し、提供サービスの整合性の点検や、報酬算定内容の確認、医療情報との突合を行い、請求内容の誤りや医療と介護の重複請求等の早期発見、是正を図ります。

⑤ 介護給付費通知

家族を含む介護保険受給者本人へ、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知し、受給しているサービスの確認と適切なサービス利用について、普及・啓発に取り組みます。

(3) 介護サービスの質の向上

1) 地域密着型サービス事業者への指導

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の施設が整備され、事業者数も増加しています。

開設間もない事業者に対しても、安定した事業体制が整えるように助言を行います。また、既存の事業者には、サービスの質が低下しないよう定期的な指導を実施し、より良いサービスが提供できるよう啓蒙します。

2) 相談・苦情対応体制の充実

サービス利用等に関する町民からの相談に迅速かつ適切に対応するための体制整備に努めます。

3) 事業者への対応要請・苦情情報の提供

苦情内容が、サービス提供事業者の対応（ケアプランの変更等）や事業者との調整で処理できるものである場合、町がサービス提供事業者や施設に対し要請・連絡を行います。

また、苦情等について、解決が困難な場合は県と連携し、必要に応じて事業者等に指導・勧告を行う等、適切な方法により解決へ結びつけます。

4) サービス情報の提供

町民に対して保健福祉サービスや介護サービスの適切な利用を促進するため必要な情報の提供を行います。

(4) 介護サービスの人材の確保及び育成

介護従事者は、事業所等の増加により人材が不足している状況が続いています。第7期計画期間のサービス提供に必要な人材等については、サービスの種類ごとに2025年（平成37年）を見据えた事業量を見込み、それらを基に推計した介護人材の確保が必要となります。

本町では必要な介護サービスの提供量や質を確保するため県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保を図り、資質の向上に取り組めます。

併せて、介護職員研修受講助成、介護従事者向け研修会開催等新たな町独自の介護人材確保・定着事業を検討し、取組を強化します。